

# 令和2年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省2-1-4)

政策名	1 経済産業	施策名	1-4 基準認証			
施策の概要	我が国の基準認証制度の基礎となっている産業標準の整備、適合性評価、知的基盤整備等を一体的に推進する。					
達成すべき目標	<p>○我が国企業の競争優位を強固にする国際標準の確立、産業競争力強化に資する国内規格等の策定、世界的に通用する認証基盤の整備等を通じ、国内外の市場における我が国企業の戦略的な事業展開を促進するとともに、国内外の市場を創出する。</p> <p>○国民生活の安全と経済産業の基盤を支えるため、計量標準等の知的基盤の整備及び利用促進を図るとともに、計量制度の効果的な運用を行うことで、企業活動等の質を高め、国富の増大を図る。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,965	2,860	2,524	2,661
		補正予算(b)	▲4	▲9	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	2,961	2,851	2,524	
執行額(百万円)	2,668	2,595	1,982			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・成長戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・統合イノベーション戦略2020(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>・知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部会合決定)</li> <li>・標準化官民戦略(平成26年5月15日標準化官民戦略会議決定)</li> </ul>					

測定指標	1	標準化機関における幹事国引受数(件)	基準値	実績値				目標値	達成
			22年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	令和5年度
		78	101	102	101	102	-	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	2	「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合	基準値	実績値				目標値	達成
			令和2年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	令和12年度
-		-	-	-	-	-	80(%)		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	53	/		

参考指標	1	ISO・IECへの国際標準提案件数【3ヶ年平均】	基準値	実績値						
			-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
			-	159	166	162	154	-	-	-
	2	産業標準の制定及び改正の件数【当該年度】	基準値	実績値						
			-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
			-	498	559	544	465	-	-	-
	3	JISマーク認証契約数【当該年度】	基準値	実績値						
			-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
			-	8,533	8,566	8,483	8,357	-	-	-
	4	知的基盤の整備数(計量標準)【累計】	基準値	実績値						
			-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
			-	904	909	919	922	-	-	-
5	知的基盤の整備数(微生物遺伝資源)【累計】	基準値	実績値							
		-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
		-	91,500	92,528	93,392	94,077	-	-	-	
6	計量士の登録件数【当該年度】	基準値	実績値							
		-	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
		-	603	571	561	454	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり 「標準化機関における幹事国引受件数」が、令和2年度末現在で102件(ドイツ、アメリカについて世界第3位の水準)となり、100件としていた目標を達成。 「新市場創造型標準化制度」を用いて規格を制定した事業者のうち、事業拡大効果を得られた者の割合については、標準の策定までには一定の期間を要することから、目標未達成となったが、標準化の策定まで至らないものの、本制度を活用して標準化を進めている案件数は、別途10件あり、目標に向けて順調に推移しているため、相当程度進展ありとした。 ※令和元年度までは「新市場創造型標準化制度」活用等による標準化の件数を目標値としていたため。	
	施策の分析	我が国企業の競争優位を強固にするため、引き続き、産業競争力強化に資する規格等の策定を戦略的に進めた。具体的な取り組み事例は以下の通り。 ・自動車の自動運転技術では、相互運用性確保による国際的な普及促進や、内外の法規制に対する将来的な規格の引用を念頭に、日本が国際標準化を主導。令和2年4月には、部分的自動車線変更システムが日本提案の国際規格(ISO21202)として発行されるとともに、自動車専用道路におけるレベル3自動運転システムや自動運転安全性検証シナリオの国際標準化についても、日本提案で議論を進めている。 ・小口保冷配送サービスについて、サービスの質を適切に評価し、消費者からの信頼確保と日本の物流事業者の国際競争力強化を図るため、日本が国際規格の開発を主導し、令和2年5月に国際規格(ISO23412)として発行された。また、食品等の物流における温度管理の重要性が高まっていることから、日本よりコールドチェーン物流を対象とした専門委員会の設置を提案し、令和3年1月に日本を議長・幹事国とした専門委員会が設立された。 ・人工知能分野では、AI及びAIシステムの機能・性能に揺らぎ等が生じることがあり、発注者と受注者との間で機能・性能が定義しきれない課題がある。こうした課題の解決に向けて、AI及びAIシステムのライフサイクルや品質保証を国際標準として規定することで、顧客とベンダとの間において国際的なコンセンサスが形成でき、それを共通見解として参照できるように日本から提案を実施し、議論を進めている。 ・知的基盤の整備については、カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション(DX)、国土強靱化(防災・減災)への対応など緊急を要する国家的、国際的な課題や最新の社会経済環境への対応及び「知的基盤整備計画(第2期)」の達成状況等を踏まえ、地方の研究機関等とも広く連携し、社会課題解決に資する知的基盤の着実な整備を推進する新たな「知的基盤整備計画(第3期)」を令和3年度当初に策定すべく検討を進めた。 ・「計量制度」については、計量士の適切な活用等により、適正計量の確保を継続しつつ、平成28年11月の計量行政審議会を取りまとめられた答申に基づき、①民間事業者の参入の促進、②技術革新、社会的環境変化への対応、③規制範囲・規定事項の再整理・明確化の3つの視点による制度見直しを着実に進めるため、必要な政省令の改正や運用体制の構築に取り組んだ。	
	次期目標等への反映の方向性	領域横断的分野も含めた標準化の対象分野の拡大、国際社会における新興国の存在感の高まりに伴い各国の標準化活動の主導権争いが激化している。官民連携体制を強化し国際標準化のための戦略や推進体制の議論等を行い、必要な見直しを検討していく。	
学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	産業標準調査会資料、国際標準化機構及び国際電気標準会議の公表情報		
担当部局・課室名	産業技術環境局 基準認証政策課	政策評価実施時期	令和3年8月